

配分要素に係るQ&A（学校安全要素）

Q 1 「防災教育」は、避難訓練を実施していれば十分か。

A 1 法令上の義務である避難訓練の実施だけでは当要素の対象にはなりません。対象となる取組事例は、避難訓練時における職員や消防署員の訓話等の実施、防災教育に関する指導計画に基づく園児への防災教育の実施、防災に関する絵本の読み聞かせ、などです。資料送付の際には、当該内容の実施がわかる書類を添付してください。
「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月 文部科学省）などを参考に、避難訓練以外の取組みも盛り込み、防災教育に関する指導計画を作成・実施して下さい。

Q 2 「園の取組み」に、園児は必ず参加しなければならないか。教職員や管理者向けの防災教育等は対象にならないか。

A 2 園での取り組みのうち、防災教育や交通安全教育については園児の参加が必要ですが、防犯訓練については、園児が参加せず、教職員のための訓練でも可能です。

Q 3 園児が通う道路の見守りは、交通安全教育の実施とみなされるか。

A 3 交通安全に関する教育が対象となるので、道路の見守り活動は含みません。

Q 4 防災物品の購入は対象になるのか。

A 4 備品の購入のみは対象外です。ただし、備品に関連して、園児に対する防災教育を実施していれば「園の取組み」として評価することが考えられます。

Q 5 園における防災計画などの作成は対象になるのか。

A 5 学校安全に係る計画やプランなどの作成だけでは対象外です。ただし、作成した計画等の内容を園児に教育することは防災教育実施の対象になります。

Q 6 複数実施が必須か。

A 6 複数実施が必須となります。

Q 7 「緊急通報システム」とはどのようなものか。

A 7 不審者の侵入防止を目的として、機械的な装置等を用いることで園を警備状態におき、異常発生時には警備会社等に発報され、警備会社等からの駆け付けが行われるシステム
不審者の侵入の際、あるいはその恐れがある時に、通報ボタンを押すだけで非常事態を自動的に110番へ緊急通報するシステム 等
ただし、単に防犯カメラを設置し録画するようなものは、子どもの安全が確保できないといえないため対象外です。不審者の侵入等が通報された際に警備員や警察が駆けつけるシステムであるか十分確認したうえで導入してください。

【参考】当要素の参考となる刊行物が文部科学省のホームページに掲載されております。

○文部科学省 学校安全＜刊行物＞

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index_publications.html

- ・学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月文部科学省）
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集（平成23年3月文部科学省） など

配分要素に係るQ&A(その他の要素)

Q1～Q3 実績報告書の提出について

Q4～Q12 情報公開要素

Q13～Q15 研修要素

Q16～Q20 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素

Q21～Q23 外国語に触れる機会の提供等加算要素

Q 1 配分要素等に係る実績報告等は、私学助成を受ける幼稚園だけが提出するものか。
新制度へ移行した園も提出が必要か。

A 1 対象は学校法人立の幼稚園で、「子ども・子育て支援新制度」へ移行していない幼稚園（＝私学助成を受ける幼稚園）となります。新制度に移行した園は提出いただく必要がありません。

Q 2 「配分要素等に係る実績報告提出見込調査票」において、「○」とした配分要素について、結果的に対応できなかった場合にペナルティ等はあるか。

A 2 調査票の回答と結果的に異なった場合でもペナルティはありません。
大阪府において、各園の提出状況を確認するために利用し、調査票において「○」としていた園から期限までに個別の実施状況報告書等の提出がない場合に確認を行います。
確認した結果、実施していることが確認できなかった場合には、当該要素の取組みはなかったものとして経常費補助金の内示額を確定します。

Q 3 添付書類の「写真」はどういったものを用意すればいいか。

A 3 実施した内容が分かるような写真を1枚～2枚程度提出ください。
提出にあたっては、光沢紙ではなく、A4サイズの普通紙に、実施日時・事業名を記載の上、プリントアウトしてご提出ください。

Q 4 学校関係者評価について、提出する「学校関係者評価委員会等の名簿」にはどのような記載が必要か。

A 4 氏名・肩書き（園との関係）の2点が必要です。

Q 5 計算書類の公開について、幼稚園以外の学校（高校や大学等）を設置する学校法人の場合、法人全体の計算書のみの公開で十分か。

A 5 そのような学校法人の場合、法人全体の計算書だけでは十分ではありません。
法人全体の計算書とあわせて、学校種ごとの内訳書の公開が必要です。

Q 6 公開保育に開催条件等はあるか。

A 6 年1回以上の開催で、オンラインでの実施も対象となります。
学校関係者評価の評価者は1人以上の参加が必要です。他の幼稚園、認定こども園、保育所の職員、地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員についても1人以上の参加が必要です。

Q 7 公開保育を実施する目的は何か。

A 7 学校関係者評価委員会の委員や他園の教員等に公開し、外部から評価や指摘を受けることで、自園で実施している保育全体の質を高めることです。
したがって他園の教員を対象に実施する研修は公開保育には該当しません。

Q 8 公開保育について、外部有識者の協力とは具体的にどういったことを指すのか。

A 8 外部有識者が単なる参加者として加わっているだけではなく、公開保育を実施するにあたってテーマの設定や実行方法などについての助言、指導等の協力を得ていただく必要があります。

Q 9 公開保育について、外部有識者とはどのような者を指すのか。

A 9 外部有識者とは、幼稚園の外部の方で、幼児教育分野の学識経験者、幼児教育アドバイザー、ECEQコーディネーター等といった幼稚園教諭を目指す学生や幼稚園教諭として従事している教員へ指導や助言をする立場にあるものを指します。
単に幼児教育の経験があるというだけでは外部有識者には該当しません。

Q 10 公開保育について、幼稚園と同じ学校法人が設置する大学の教員は外部有識者として認められるか。

A 10 認められます。ただし、その教員が幼稚園にも勤務している場合などは認められません。

Q 11 公開保育について、他の幼稚園、認定こども園、保育所の職員、地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等には同じ学校法人が設置する施設の教職員は認められるか？

A 11 認められません。

Q 12 公開保育について、実施したことを確認できる写真及び資料等の提出は必要ないか。

A 12 今回は提出いただく必要はありません。
実績報告提出時に併せて提出いただく場合がありますので、写真及び資料等は保管してください。

Q 13 研修要素について、園長の研修参加が無い場合はどうなるのか。

A 13 園長の研修参加が無い場合は、園長研修調整として調整額を配分額から除くことになります。

Q 14 研修要素について、オンライン研修の受講を指示した際は、参加者にレポートなどの報告書類を作成させ、保管することになっているが、どのようなものを提出させたら良いか。

A 14 様式について特に指定はありません。参加者の所属と氏名、日付、受講を指示した者や供覧した者の確認欄、研修の内容、参加者が資質向上になると感じた点などを記入してください。
レポート提出が必要な研修の場合は、研修で提出したレポートの写しで代用していただいても構いません。
(研修評価のアンケートは不可)

Q 15 研修要素について、複数の園で同一の園長が兼任をしている場合、1回の研修の受講により、複数園分の研修を受講したとみなすことができるか。

A 15 できません。同一の園長が研修を1回受講した場合は、いずれかの1園でのみ研修要素の対象となります。
複数の園で研修要素の対象とする場合は、園長が複数園分の研修を受講いただくか、園長の代理者が受講する必要があります。

Q16 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、年3回以上行ったと認められるケースはどういった場合のか。

- (例1) 5歳児全員が「伝統文化に関する活動の体験・習得」として、異なる日程で年3回、和太鼓演奏体験に参加した。
- (例2) 「自然体験活動」として、同一の日程で3歳児、4歳児、5歳児が、それぞれ別の農園で芋掘りを行った。
- (例3) 同一の日程で、3歳児が「自然体験活動」で田植え、4歳児が「伝統文化に関する活動の体験・習得」で和太鼓演奏体験、5歳児が「ボランティア活動」で地域の清掃活動に取り組んだ。

A16 (例1) の場合、同一の取組み(和太鼓演奏体験)であっても、合計3回開催していることから、年3回以上行っただとすることが出来ます。

(例2) の場合、3つの学年が参加していますが、同一の日程で同一の取組を実施していることから、1つの行事として開催されたものとし、年3回とすることはできません。

(例3) の場合、同一の日程であっても、3つの学年がそれぞれ独立した活動に取り組んでおり、年3回以上行っただとすることが出来ます。

※各園の取組みを「職業・ボランティア・文化・健康・食等」の各分類に区分した場合、同一の分類に区分される取組みを同一の日程で実施した場合、便宜上、一つの取組みとみなすこととします。

(例) 同一の日程で、芋掘り、田植え、りんご狩りを実施するが、実施目的をそれぞれ「自然体験活動」と位置付けた場合、便宜上、1つの行事とみなします。

Q17 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、例示の分類(自然体験活動 等)のうち、1つの分類の中で取組を年3回以上、実施しなければならないか。他の分類と合わせて年3回以上となればよいのか。年3回以上のカウント方法を確認したい。

A17 次のいずれの場合であっても、年3回以上実施したこととなります。

(例1) 「自然体験活動」を年3回以上実施(芋掘り、田植え、りんご狩り)。

(例2) 「多様な職業体験」「自然体験活動」「ボランティア活動」に該当する取組を各1回、合計で年3回以上実施。

Q18 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、「1つ以上の学年全員を対象とした取組」に、保護者を対象とした取組も含まれるか。

A18 園児に加えて、保護者が参加する取組みは含まれますが、保護者のみを対象とした取組みは含まれません。

Q19 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、異なる学科（例：英語クラス）を設置する園において、次の場合は要件を満たしたことになるか。

- （例1）英語クラスの園児のみが参加する取組を実施した場合。
（例2）3歳児全員（普通・英語クラスとも）で自然体験活動を、3歳児の英語クラス全員で食に関する取組みを年3回ずつ実施した場合。

A19 （例1）のような、英語クラスのみでの取組みだけでは学年全員で実施したとはみなせません。

（例2）のような、普通クラス全員で実施する取組みと英語クラス全員で実施する取組みが、当該園における教育課程上の位置づけとして、同程度の意義・目的等の取組みであることが担保できれば、補助対象となり得ます。

ただし、クラス毎に回数にバラツキが生じる場合は、少ない方の回数（例2の場合は1回）を採用しますので十分にご留意ください。

Q20 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素について、「伝統文化に関する活動の体験・習得」として、例えば、園児が和太鼓演奏を鑑賞する場合は対象になるか。

A20 園児が実際に演奏体験をしなくても、伝統文化に触れることを目的に、見たり聞いたりする鑑賞体験であれば対象となります。

ただし、実際に実物を鑑賞する場合に限り対象とし、動画やオンライン等で視聴するだけでは対象外です。

Q21 外国語に触れる機会の提供等加算要素について、対象外となるような取組みはあるか。

A21 以下のような取組みは対象外となります。

- ・外部講師ではなく担任が外国語を教えているケース
- ・学級の一部の園児のみを対象として実施しているケース
- ・教育時間外に実施している（課外教室として実施している）ケース
- ・同じ法人が設置する他の学校（姉妹園や系列の大学・高校等）で雇用関係にあるネイティブ・スピーカーを活用する場合

Q21 外国語に触れる機会の提供等加算要素について、「少なくとも1クラスで、教育が行われる期間に毎週1回以上の取組」とは、全クラスで毎週実施しなければ対象にならないのか。例）年長全クラス：毎週、年中・年少：隔週

A21 幼稚園単位で少なくとも1クラスで、教育が行われる期間に毎週1回以上実施していることが要件となります。

認められる例）①年長○組は毎週1回

②1週目は年長○組、2週目は年長□組、3週目は年中△組、4週目は年中☆組

認められない例）①年長○組、□組、年中△組、☆組が月に1回合同で実施

②年長3クラスが月に2回合同で実施

Q22 外国語に触れる機会の提供等加算要素について、4月1日から実施する必要があるのか。2学期からの実施等は可能か。

A22 開始時期についても教育活動期間に合わせていただくことを想定しています。教育活動期間は歳児によって様々であることが想定されるため、具体の時期は明示しません。

こちらも一律に線引きをするのではなく、実態を踏まえつつ判断する予定ですが、2学期からの実施は1年間の教育活動期間を前提として週1回以上という要件を満たさないと考えます。